

# 七飯町特定求職者雇用支援補助金について

## 〈補助金の概要〉

七飯町に居住する高齢者、母子家庭の母（父子家庭の父）、身体・知的障がい者、重度障がい者、発達障がい者又は難治性疾患患者の雇用支援として、国の特定求職者雇用開発助成金を受けている町内事業者に七飯町特定求職者雇用支援補助金を上乗せ交付します。

### 【主な対象要件】

- (1) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、母子家庭の母等を雇用する町内の中小企業事業主（個人事業主を含む）であること。
- (2) 申請者となる町内の中小企業事業主が、(1)の雇用について国の特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金のいずれかの支給決定を受けていること。

### 【参考】特定求職者雇用開発助成金

- ・特定就職困難者コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_konnan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html)
- ・生涯現役コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_kounenrei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_kounenrei.html)
- ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu\\_nanchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html)

- (3) (1)で雇用された方が(2)の国の助成金の支給対象期の期間、継続して七飯町に居住し、かつ、七飯町内の事業所等において勤務していること。

※風俗営業を営む者、納税義務者で七飯町に納付すべき税をその年度末までに納付しない者、公共法人、暴力団及びその関係団体に該当する者、政治団体、宗教団体は対象となりません。

### 【補助額】

国の特定求職者雇用開発助成金の支給1人/期につき10万円

※短時間労働者の場合、国の特定求職者雇用開発助成金の支給1人/期につき5万円

## 〈申請先・お問い合わせ〉

〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号  
七飯町商工労働観光課商工労働係  
電話番号 (0138) 65-2517 (直通)  
(受付時間：平日 8:30～17:15)

## 〈補助金の詳細〉

### 【目的】

七飯町に居住する求職者のうち、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、母子家庭の母（父子家庭の父）、発達障がい者又は難治性疾患患者の雇用を促進することを目的として、こうした方々を雇用する町内の中小企業事業主（個人事業主を含む）を対象に、国の特定求職者雇用開発助成金に上乗せして補助金を交付します。

### 【対象事業者】

本給付金の対象事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、母子家庭の母（父子家庭の父）、発達障がい者又は難治性疾患患者を雇用する町内の中小企業事業主（個人事業主を含む）であること。
- ② ①の雇用について申請者となる事業者が、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金のいずれか）を支給対象期の起算日が令和5年4月1日以降のものとして支給決定を受けていること。
- ③ ①で雇用された方が、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期の期間、継続して七飯町内に居住し、かつ、七飯町内の事業所等において勤務していること。
- ④ 国の特定求職者雇用開発助成金及び七飯町特定求職者雇用支援補助金の支給申請日及び支給決定日の時点で事業を継続していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む事業者でないこと。
- ⑥ 納税義務者で七飯町に納税すべき税をその年度末までに納付しない者（徴収猶予されている事業者を除く）でないこと。
- ⑦ 国、地方公共団体又は独立行政法人でないこと。
- ⑧ 申請者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が七飯町暴力団排除条例（平成26年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団及びその関係団体に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。

### 【給付額】

国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定に係る雇用1人/期につき10万円  
※短時間労働者の場合、雇用1人/期につき5万円

### 【申請手続き等】

申請書類

- 七飯町特定求職者雇用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定書の写し
- 申請者が個人事業主の場合は、申請者の住民票及び運転免許証等本人確認書類の写し
- 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書の写し
- 雇用された方の住民票
- 申請者名義の通帳の写し

※国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定日の翌日から60日以内の申請となります。

## 〈補助金に関するQ&A〉

**Q1：雇用された者が町に申請し補助金を受けるものか。**

当該補助金は、国の特定求職者雇用開発助成金の受給決定を受けた事業者が町に申請及び請求を行うものであり、雇用された方が交付を受けるものではありません。

**Q2：補助金の交付を受けることができる中小企業事業主とはどのような事業者か。**

補助金の交付を受けることができる中小企業事業主とは、資本金等の額が3億円（小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円）を超えない事業者であり、また、常時雇用する労働者数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）を超えない事業者となります。

**Q3：補助金の交付を受けることができる事業主に個人事業主は含まれるか。**

個人事業主も補助金の交付を受けることができます。

**Q4：国の特定求職者雇用開発助成金の給付を受けていないが、それ以外の要件を全て満たしている場合、七飯町に補助金を申請することができるか。**

国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定がない場合は、町に補助金を申請することができません。

**Q5：短時間労働者の基準は。**

国の特定求職者雇用開発助成金に準じ、対象雇用者の1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合とします。

**Q6：雇用された者を町外の営業所等で勤務させた場合は対象となるか。**

七飯町外で勤務させる場合は対象となりません。

**Q7：七飯町に転入を予定している町外在住者を雇用した場合は対象となるか。**

雇入れ日から七飯町内に居住している必要があります。

**Q8：法人登記の住所が町外で、七飯町内に営業所等がある事業主は対象となるか。**

本社が町外のため法人登記の住所が町外であっても七飯町内に営業所等があり、当該補助金の対象雇用者が町内の営業所等で勤務される場合は対象となります。

**Q9：補助金の対象となる期間中に対象雇用者が退職または町外に転居した場合はどうか。**

補助金の交付を受けた事業者で、申請の内容に虚偽が判明した場合は補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

**Q10：令和4年度以前の雇用について令和5年4月以降に国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けている場合も対象となるか。**

当該補助金は、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期の起算日が令和5年4月1日以降の日であることを要件とし、概ね令和5年4月以降の雇用が対象となることから対象となりません。

**Q11：同一人の雇用について国の助成金を6ヶ月毎に支給決定されているが、町の補助金は同一人の雇用について一度しか申請できないのか。**

町の補助金は、同一人の雇用について国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定毎に申請することができます。国の助成金は、雇用開始から6ヶ月経過毎に申請し支給決定を受けるものですが、町の補助金についても国の支給決定毎に申請いただく内容となっております。

